

安全運転管理者等が交替していませんか？

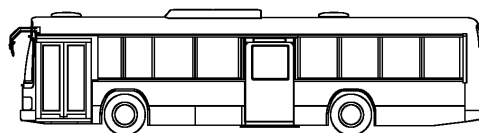
道路交通法第74条の3には、「自動車の使用者は、規定の台数^{*1}以上の自動車の使用の本拠ごとに自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他必要な業務を行う安全運転管理者（使用する自動車の台数によっては、更に副安全運転管理者）を選任しなければならない」と定められています。



また、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任したときは、その日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置^{*2}を管轄する公安委員会に届け出なければなりません。管理者が交替した場合も同じです。

※1 規定の台数

- 安全運転管理者
 - ・ 乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台以上
 - ・ その他の自動車にあつては5台以上（大型自動二輪車又は普通自動二輪車1台はそれぞれ0.5台として計算します。）
- 副安全運転管理者
 - 自動車台数が20台以上40台未満にあつては1人とし、40台以上は1人を加算し、以降20台を超えるごとに1人を加算します。



※2 自動車の使用の本拠の位置

自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいいます。具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用を管理するという実態を備えている場所であるか否かで判断します。

道路交通法に規定されているように、選任日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書（安全運転管理者交替の届出）を提出する必要があります。各事業所の皆様には安全運転管理者及び副安全運転管理者の業務をご理解の上、速やかな届出をお願いします。